

○愛知淑徳大学同窓会奨学金等給付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知淑徳大学同窓会から寄付された資金により、外国人留学生（「留学」の在留資格を有する者）に給付する奨学金（以下、「留学生奨学金」という。）及び、学部の正規の課程に在籍する4年生（修業年限を越えて在籍する者、休学中の者及び留学生を除く）に給付する奨学金（以下、「修学奨学金」という。）について、必要な事項を定める。

(留学生奨学金の対象となる者)

第2条 留学生奨学金の給付の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学業成績及び人物考課が特にすぐれている者
- (2) 給付時に在籍している者

(留学生奨学金の額)

第3条 留学生奨学金の額は、在学中1回1人あたり10万円とする。

(留学生奨学金の採用人数)

第4条 採用人数は資金の範囲内で国際交流委員会が決定する。

(留学生奨学金の申請手続)

第5条 留学生奨学金の給付を希望する留学生は、「留学生奨学金申請書」（様式1）により、毎年3月又は9月に申請するものとする。

2 申請書には、次の各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 申請理由書（様式2）
- (2) 本学の成績証明書
- (3) アドバイザー又は指導教員の推薦書（様式3）

(留学生奨学生の決定)

第6条 留学生奨学金の給付を受ける者（以下、「留学生奨学生」という。）は、前条の申請をした者のうちから、国際交流委員会の議を経て学長が決定する。

(修学奨学金の対象となる者)

第7条 修学奨学金の給付の対象となる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 4年次前期までの通算GPAが3.0以上の者
- (2) 申請年度3月に卒業する見込みがある者

(3) 愛知淑徳大学同窓会の活動を理解し、入会する者

(修学奨学金の額)

第8条 修学奨学金の額は学生一人あたり年額10万円とする。

(修学奨学金の採用人数)

第9条 採用人数は予算の範囲内で学資援助委員会が決定する。

(修学奨学金の募集)

第10条 修学奨学金の募集は、毎年10月に掲示により行う。

(修学奨学金の申請手続)

第11条 修学奨学金の給付を希望する学生は、指定する期日までに次の各号に定める書類を学長に提出するものとする。

(1) 修学奨学金申請書(様式4)

(2) 申請時における本学の成績証明書

2 修学奨学金の申請年度に愛知淑徳大学学資援助規程に基づく特別給付奨学金を受給している場合においても申請できるものとする。

(修学奨学生の決定)

第12条 修学奨学金の給付を受ける者(以下「修学奨学生」という。)の選考は、学資援助委員会において行い、選考結果を学長に報告しなければならない。学長は選考結果により奨学金給付の採否の決定を行う。

(給付時期及び交付方法)

第13条 留学生奨学金及び修学奨学金の給付の時期は、次のとおりとし、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。

ただし、修学奨学生に限り、学納金の一部または全額が未納の場合は、学納金と相殺するものとする。

(1) 留学生奨学金 4月、10月

(2) 修学奨学金 12月

(奨学金等の返還)

第14条 留学生奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、受給した奨学金を返還しなければならない。

(1) 除籍又は退学となったとき

(2) 学則による懲戒の対象となる行為があったとき

(3) 前各号のほか、留学生奨学生として不適切な行為があったとき

2 修学奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、受給した奨学金を返還しなければならない。

(1) 除籍又は退学となったとき

(2) 申請時の卒業見込み年月では卒業が見込めなくなったとき

(3) 学則による懲戒の対象となる行為があったとき

(4) 前各号のほか、修学奨学生として不適切な行為があったとき

3 返還方法は愛知淑徳大学学資援助に係る「特別給付奨学金1施行細則」第11条を準用するものとする。

(他の奨学金との併給)

第15条 日本学生支援機構奨学金、愛知淑徳大学学資援助規程に基づく奨学金及びその他の奨学金等の給付あるいは貸与を受けている者であっても、この規程による修学奨学生の対象となることができる。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、学資援助委員会の議を経て、大学協議会の承認を得て理事長が決定し、愛知淑徳大学同窓会の同意を得るものとする。この場合において、学資援助委員会は、留学生奨学金に係わるものについて、予め国際交流委員会の意見を聴くものとする。

附 則

1 この規程は、平成14年11月19日から施行する。

2 平成10年4月1日施行の「愛知淑徳大学同窓会奨学金給付規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。